

議案第68号

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和2年9月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校設置条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
学校名	位置	学校名	位置
(略)		(略)	
八幡浜市立松柏中学校	八幡浜市松柏甲734番地1	八幡浜市立松柏中学校	八幡浜市松柏甲734番地1
八幡浜市立保内中学校	八幡浜市保内町川之石1番耕地243番地第1	八幡浜市立真穴中学校	八幡浜市真網代戊162番地
八幡浜市立保内中学校	八幡浜市保内町川之石1番耕地243番地第1	八幡浜市立保内中学校	八幡浜市保内町川之石1番耕地243番地第1

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

令和3年4月1日から、真穴中学校を八代中学校に統合するため。

